

第2回愛荘町環境審議会 議事録概要

日時	平成30年2月28日（水） 9時30分～
場所	愛荘町役場愛知川庁舎 3階 第2委員会室
出席者	井手会長、西澤副会長、川崎委員、廣島委員、石沼委員、片岡委員、森田委員、 徳田委員、松居委員  事務局 宇野町長、環境対策課 上林課長、重田課長補佐、北川理事員
欠席者	村西委員
協議事項	(1) 平成29年度 苦情・相談受付件数 (2) 第2次愛荘町環境基本計画策定のスケジュール（案）について (3) 愛荘町の環境に関するアンケート（案）について
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度第2回愛荘町環境審議会次第</li> <li>・資料1 平成29年度 苦情・相談受付件数（環境対策課）</li> <li>・資料2 第2次愛荘町環境基本計画策定スケジュール（案）</li> <li>・資料3 愛荘町の環境に関するアンケートご協力のお願ひ（案）</li> <li>・参考1 まちづくりに関する町民アンケート意識調査（抜粋）結果</li> <li>・愛荘町環境基本計画（改訂版）</li> </ul>
傍聴者	—

[開会]9:30

<環境対策課長>

定刻となりましたので、平成29年度第2回愛荘町環境審議会を開催します。

本日、村西委員の欠席を聞いています。

はじめに、町長のあいさつをお願いします。

<町長>町長あいさつ

おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、行政各般はもとより環境対策に関しまして、多大なるご協力をいただきまして誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

愛荘町では、良好な環境保全に向けまして、水や緑、生物等の豊かな自然環境、快適な生活環境の保全などの自然と共生した環境を目指し、再生エネルギーや循環社会に取り組んでまいりました。

昨年11月に第1回愛荘町環境審議会を開催させていただき、第2次愛荘町環境基本計

画の策定期間につきまして1年の猶予をいただき、平成30年度に策定することをご理解をいただいたところです。

環境基本計画は、愛荘町の将来の環境像を示す住民の計画でございます。

今回の第2回環境審議会におきましては、第2次愛荘町環境基本計画にかかる準備として、今後のスケジュールや環境に対する住民意識調査について審議をいただき、委員の皆様方から忌憚のない意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げまして開催のあいさつとさせていただきます。

<環境対策課長>

ありがとうございました。

本日、愛荘町環境審議会につきまして、委員が半数以上の出席でありますので、愛荘町環境審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして本審議会が成立したことを報告させていただきます。

つづきまして、資料の確認をお願いします。

<事務局 重田>

先に委員あてに送付させていただいた資料と席上の手元資料を順次確認。

追加資料として、FAX用紙と資料3の一部訂正を手元に配布しています。

また、今回会議の参考資料として愛荘町環境基本計画（改訂版）を席に置かせていただいています。

<環境対策課長>

協議に入ります前に、本審議会は「愛荘町附属機関等の会議の公開等に関する要綱」に基づき、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るため公開をすることとなっております。

会議記録署名人を委員の中からお願いすることとなり、井手会長と片岡委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局で記録が作成できましたら、後日、送付させていただきますので、ご署名をお願いします。

それでは、審議会規則第4条第3項の規定により、井手会長より進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

<井手会長>

おはようございます。

町長のご挨拶にもありましたように、前回審議会で愛荘町環境基本計画につきましては、一旦仕切り直しということで、来年度いっぱい掛けて作り直すということをお認めいただ

だいたところでは。

後ほど、事務局から説明がありますが、策定に向けたスケジュール、スタートに向けたアンケートが本日審議会の主な議題となっています。

ご協力のほどよろしくお願いします。

<井手会長>

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

2番目の協議事項の「(1)平成29年度苦情・相談受付件数について」事務局から説明をお願いします。

<事務局 重田>

環境対策課では、ごみ関係や公害、再生エネルギーの環境、環境保全についてなどを主に所管しています。

今回報告では、通常の届出や申請などについては含んでいません。

平成29年度苦情・相談件数について資料1を説明。

<井手会長>

何か質問はございますか。

<松居委員>

感想ですが、平均しますと1日1件は挙がっていることになります。

市町村の公害苦情対応の協力もしてきましたが、20年前に比べ様子が違うという感想です。

あの頃は、工場・事業所の排水問題や振動の苦情と一緒に多く対応をしていました。

ところが、見てみますとほとんどありませんね。

<事務局 重田>

私は、今年からになりますが、以前から居る職員に聞きますと油の流出などがあったようです。

たまたま今年は、公害的なものは少ないと思います。

<事務局 北川>

そのことにつきまして、継続的な騒音や振動の苦情は今もあります。

<松居委員>

20年経ち様子が変わりましたね。

<井手会長>

住民のみなさんからすると、広く環境全般について、何かあれば取りあえず環境対策課に連絡を入れる感じですか。

<事務局 重田>

分からないので取りあえず聞いて貰えますかという感じです。

例えば外来種やへび、コウモリで困っていると連絡いただくことがあります。

外来種の関係となりますと農林振興課へ繋がります。

しかし、へびやコウモリはご本人の対応となるのですが、ご本人にとって非常に嫌なもので役場に対応して欲しいと連絡が多く入ります。

インターネットなどで調べても、対応している自治体はあまりありません。

<井手会長>

空き家・空き地対策の初動を環境対策課でやっているのですか。

それは、環境保全条例に基づいてという説明でしたが、空き家・空き地対策について適正な管理として謳われていましたか。

<事務局 重田>

はい。適正管理が謳われていまして、所有者あてに対応してくださいという内容の通知を送らせてもらっています。

それに対応して貰えればよいのですが、対応して貰えなかったり、所有者が分からない場合は、建設・下水道課へ申し送りをしています。

<徳田委員>

これを見ていると、説明不足やどこが対応するものか知らずに何でも役所に相談を行っているようです。

苦情というよりは、相談が非常に多いと感じます。

これは、役所の諸事務をどれだけ住民に伝えているかというところが問題になるのかと思います。

実際に役所が処理しなければならないことが、この資料では見えてこないのではないかと。

広報などで住民へお知らせしなければならないのではないかと。

あるいは、出向いて「このようなことは、ここに言うのですよ。」「このようなことは、自分でやるのですよ。お任せしているのですよ。」ということをお伝えしなければならないのではないかと。

説明の不徹底がこのような結果になるのではないかと思います。

<事務局 重田>

広報等で周知はしているのですが。

<徳田委員>

それでは、駄目だということです。

自治会組織というのは、行政の末端組織に組み入れられているのです。

ですから、美化推進委員のように自治会に環境保全委員などを設けて啓発して貰うような手もあるのではないですか。

住民側に入って行って指導していかなければならないのではないかと。

ゴミステーションにしても、ゴミ袋を開けて分別を教えていかなければならないのではないかと。

そうでなければ、委託業者や行政が最終困るのではないかと。

<井手会長>

愛荘町の場合は、ゴミステーションの管理を自治会の推進委員にお願いしていないのですか。

<環境対策課長>

美化推進委員にお願いしています。

任期が1年ですので、なかなか対策までできないというのが現状です。

<井手会長>

最近、他の市町でも自治会が機能しないことから、行政がお願いしていることを自治会が引き受けてくれなくなり困っていると聞きます。

<廣島委員>

先ほど徳田委員さんが広報などだけではなく、各自治会で対応するなど徹底し、ゴミを開けてみんなに指導すれば良いと言われました。

ところが、ここに来るまでにも見ましたが、田に沢山のごみが袋に入れられたまま捨てられていました。

それは、分けるのも面倒である。田や川に捨てたら良いだろうとされる。

不法投棄が大変多いのです。

それは、人としてのモラルの考えになると思います。

田をする我々やシルバーもゴミを回収していますが、手間賃だけでも多くの額となります。

もし、製品の中にごみが見つかるようなことがあれば、製品は売り物にならず何十万円  
の損失となることにもなります。

捨てる者に対して、罰金や罰則が必要であると思います。

ですから町としても強制的な対応をとる方向で、それを町民に知らせるとい  
う方が分かって貰えるのではないかと思います。

その他の件につきましても、毎年代わられる自治会の方に相談されるよりも、役場  
の方に相談してしまうのではないかと思います。

ですからこのような件につきましては、役場に聞かれることが普通にあり、他の行政  
でも沢山あるのではないかと思います。

<環境対策課長>

不法投棄につきましては、最近では、警察へ連絡するようにして対応しています。

しかし、個人を特定するものが見つからず罰則などの対応ができないこともあります。

<井手会長>

不法投棄監視員が報告している件数も多く、監視員にお願いしている効果が出てい  
るのではないかと思います。

ごみや不法投棄については、一般の方も非常に関心の高いものではないかと思  
います。

基本計画の中でも、町としてどのように対応していくのかということが問われる  
のではないかと思います。

1点確認したいのですが、このようなかたちで受付の内訳も含めて記録を取られた  
のは初めてですか。

<事務局 重田>

過去にも、苦情相談の内容の記録は作られていました。受付をした段階をカウント  
して件数の管理するのは初めてとなります。

<井手会長>

この様なかたちで全てを記録したことで見えてきた問題もあるかと思  
います。

引き続き記録してデータとしていただければ良いと思います

<井手会長>

ほかこの件についてありませんか。

<石沼委員>

空き家・空き地について、所有者が分かる場合には連絡ができるので良い  
のですが、所

有者を1代、2代遡っても所有者が分からない家や土地について、張り紙などをして持ち主などから異議がなければ、1年・2年の経過した家や土地については半強制的に町や国のものとなるように法改正でもしなければ、何時まで苦情は残ってしまうのではないか。

テレビでも放送されていましたが、歩道を造るにあたっても所有者が分からず、その部分だけが残ってしまい歪になってしまう事例も出ているようです。

自分の集落でもありますが、高齢化となり、やがて空き家になるであろうと思われるものはあります。今後も増えると思われますし、苦情も残っていくものと思います。

このようなことは、どう思われますか。

#### <町 長>

町では、建設・下水道課で空き家対策を行っています。

ここでの空き家・空き地対策は、第一次的に環境等について影響のあることで苦情が出てきた場合の対応です。

今現在、空き家対策協議会を設置し、空き家をどのようにするかを進めています。

その中で、空き家をどのように活用していくかということと、空き家そのものの老朽化が進み使えないという物件は、空き家対策協議会の中で特定空き家と指定して行政代執行するかたちを進めるとしています。

それ以外について、空き家バンクの登録前に空き家をどのように進めるのか検討しています。

愛荘町には、本当に空き家とされる物件が370件あります。それに相当するものは、倍以上あります。

まず、空き家370件を土地の所有者から調査をやっています。

空き家そのものを放置するのではなく、個人の所有物ですので、違う方向で活用できないかとして空き家バンクを1つ考えていますのでご理解いただきますようお願いいたします。

#### <片岡委員>

苦情というのは、この様なものをどのように解決するかであるかと思います。

町長が言われましたとおり、今、地方創生で空き家対策をやっています。

銀行でも、この家の所有者は分からないし、連絡もつかないということもあります。

地方創生で空き家対策を行っている趣旨をそのようなところに伝えられているのかということが大事であるかと思います。

#### <井手会長>

県内どこの市町でも空き家対策は、大きな課題となっています。

町の総合計画の中では、本格的に空き家の活用など盛り込んでいかれるのですか。

<町 長>

今、第2次の愛荘町総合計画を策定中ですが、空き家対策は課題となっており、愛荘町はもとより、全国的な課題ですのでオーバーラップするかたちで計画に入れていくこととなります。

その中で、空き家対策協議会の活動や空き家対策に係る規則等を考えていくこととなります。

<井手会長>

よろしいでしょうか。

それでは、(2) 第2次愛荘町環境基本計画策定のスケジュール(案)について事務局から説明をお願いします。

<事務局 重田>

第2次愛荘町環境基本計画策定のスケジュール(案)について資料2を説明

今回は、コンサル委託ではなく自作となります。12月にパブリックコメントを行いますので逆算したスケジュールとなり、大変短い期間での策定となります。

この中では、4回の会議を予定していますが、5回の開催となってしまうかもしれません。ご協力をお願いします。

<井手会長>

ご意見、ご質問はありませんか。

<川崎委員>

計画策定にあたって、アンケートは毎回やっておられると思います。

現計画の中で数値目標を設定されていると思いますが、当然そのことについて評価をされていくのですよね。

<事務局 重田>

はい。

<井手会長>

次回の審議会を6月中旬以降に設定とされますと、後ほどの議題のアンケートの結果が次回に出てくるであろうということ、計画の素案についても次回議題に出てくるということによろしいのですね。

<事務局 重田>

はい。

<井手会長>

町の総合計画については、6月の段階ではどこまでできているのでしょうか

<町 長>

総合計画は、ほぼ完成しています。

総合計画は、地方自治法上で議会の議決を得なくてもよくなったのですが、愛荘町は議会対策の中で議会の議決を得るとなっています。

3月議会に掛ける方向であると思っています。

<井手会長>

6月の時点では、既にできているということですね。

総合計画を見ながら議論を進めるということでもよろしいですね。

<事務局 重田>

次回会議では、総合計画の環境部分を抜粋したものを資料として提示させていただきます。

<井手会長>

タイトなスケジュールとなりますがよろしくをお願いします。

それでは、(3)愛荘町の環境に関するアンケート(案)について事務局から説明をお願いします。

<事務局 重田>

愛荘町の環境に関するアンケート(案)について 資料3 参考1を説明

資料3のアンケートについては、環境基本計画(改訂版)と比較ができるように5年前の項目と同じにしています。追加等あればお聞きしたい。

昨年度、町総合計画の中でも環境についてアンケートをしていますので、環境部分について抜粋したものを参考1として結果をまとめさせていただきました。

項目が少ないため、新たにアンケート調査を平成30年度に調査を実施いたします。

<井手会長>

お手元にあります環境基本計画改訂版の最後に資料編が載っています。

その中に平成24年に実施したアンケートの結果が載っています。

見ますと、平成19年度に実施したアンケートの結果と対比させるかたちで載っていま

すので、趣旨としては、平成24年と比較できるだけでなく、更に平成19年度結果とも比較できるものとしています。

ご意見やアンケートの追加があればということですが、何かありますか。

<井手会長>

前は、住民の方と外国の方とアンケート調査を分けていましたが、今回はどのようにされますか。

<事務局 重田>

住民基本台帳データ上分けられるかわかりませんが、今回も外国の方と分けてアンケートを実施するつもりです。

<井手会長>

アンケートを実施することに関しては、これでよろしいですね。

<委員>

はい。

<井手会長>

では、内容について項目の追加など意見がありましたらお願いします。

<徳田委員>

2ページの1)は17番までしか回答がなく、その他として自由意見が書けるように追加した方がよいのではないかと。

できるだけ自由に書き入れて貰えるようにしておく方がよいのではないかと。

<事務局 重田>

その他として欄を設けさせていただきます。

<徳田委員>

リユースもあればリサイクルもあります。

リサイクル製品などを買うという項目はありますが、リサイクル品に出しているという項目がないので追加した方がよい。

<事務局 重田>

1)に追加させていただきます。

<徳田委員>

5ページの2) 地下水の利用状況について「井戸はありますか」としてありますが、自分の自宅にあるだけではなく、共同利用しているところもあると思いますので分かる方がよいのではないですか。

前回のアンケートと比較できないとなると困りますが。

<事務局 重田>

2) 地下水の利用状況について、「共同利用をしている」「現在は共同利用をしていない」を追加いたします。

<井手会長>

愛荘町の場合は、今はあまり使われていないようですが、いろいろなところで井戸を使われていたという背景の中でこのような質問をされていたのかと思います。

資料の6ページを見ますと、平成24年の調査で31%の方が現在も使用しているとされています。

<西澤副会長>

徳田委員が言われた中では、共同利用ということでしたが、山間部では山水を利用して共同の水槽を使っていた。

そのようなものは、この中には入らないのですかね。

<井手会長>

山水の利用についても、アンケートの結果としておもしろいものが見えてくるかもしれませんね。

今までの調査との比較もありますので、地下水の利用状況はそのままにしておいて、別枠で共同利用と山水、湧き水の利用について項目を設けるとよいかもしれません。

<徳田委員>

良いと思います。

<廣島委員>

3ページの3) に通勤・通学の利用としてのアンケートで、公共の交通機関の利用があげられていますが、公共の交通機関があまりなく車での移動がほとんどであるかと思いません。

せっかく「公共交通機関の利用をされているか」とアンケートにあるのですから、環境

を守るとしてもっと公共のバスの利用をして貰うべきだと思いますし、高齢化が進む中でバスの運行を続けて貰いたいとも思っています。

守っていききたいものの中に、公共の交通機関を入れていただきたいと思います。

<井手会長>

5 ページの 2) の中に「公共交通機関の充実」などとして追加するということですね。

<廣島委員>

はい。

<井手会長>

他にありませんか。なければ次に入りたいと思いますが、今回のところでお気づきの点がありましたら、別紙 FAX で事務局まで申し出ください。

協議事項 3 点は、これで終わりました。

その他となりますので事務局へお返しします。

<環境対策課長>

その他について、町長からありますのでお願いします。

<町 長>

現在進めています、彦根愛知犬上広域行政組合で行っています新ごみ処理施設につきまして、今後、この中で議論いただくことになるかもしれませんので、その時はよろしくお願いします。

課題となっていますごみの分別収集やごみの減量化についても彦愛犬の中で出ていますので、進捗状況と課題を報告させていただきます。

これに対しては、審議会ですらどうしなければいけないというものではありませんので了解いただきたいと思います。

広域新ごみ処理場の進捗状況ですが、現在、彦根市では市の清掃センター、愛知犬上につきましてはリバースセンターでそれぞれ可燃性ごみの処理を行っています。

これは、県から経費が安くつくのでごみ処理は広域でやりなさいと文書がありました。

そのため、10 年ほど前から彦愛犬で広域ごみ処理場を造ろうと議論してきました。

その過程の中で、彦根市で 2 ヶ所の候補が上がりましたができませんでした。そのことから過去の反省点に立ち、自治会や企業の保有している遊休地などからの手上げ方式をとりました。

選定につきましては、第 3 者による選考委員会を立ち上げ選定を行いました。

管理者会で決定を行い、昨年 6 月に愛荘町竹原に決まりました。

それにつきまして、周辺住民から反対が出ており、また、彦根市では来て欲しいところになぜこないのかとも言われています。

このようなことで、今大変な状況になっていることはご案内のとおりです。

このような中で、彦愛犬では基本計画を立てています。

この環境審議会ではどのようなことを審議いただくことになるか見えていませんが、今後、広域ごみ処理の問題につきまして、お知恵をお借りする機会があるかと思しますので、その時にはよろしくお願ひします。

<環境対策課長>

ありがとうございました。

今回意見が言えなかったなどがありましたら FAX で事務局までお願いします。

次回の日程ですが、6月と先のこととなりますので、会長と日程を調整させていただきまして、1ヶ月前にはご案内させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

[閉会]11:00